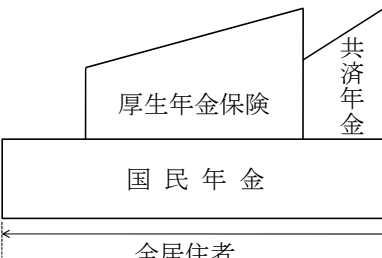
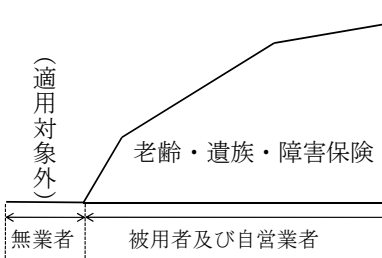
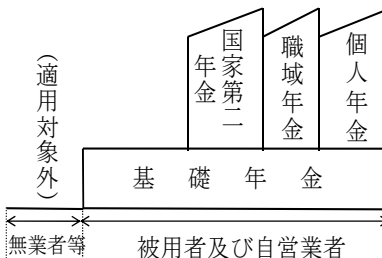
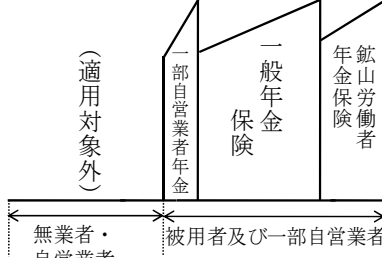
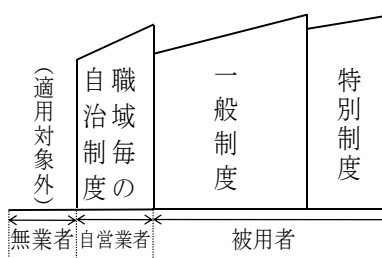
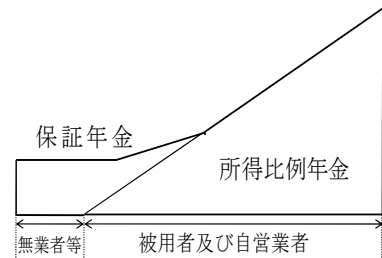


年金制度の国際比較

(平成24年6月作成)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2011年)	(一般被用者) 厚生年金保険：16.412% (2011.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2012.4～、月あたり14,980円)	10.4% 本人：4.2% 事業主：6.2% ※ 2011年は一時的な特別措置として本人の保険料率が6.2%から2%引下げられ、4.2%となっている。	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)
支給開始年齢 (2011年)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：60歳 ※ 女性について2018年までに65歳に引上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※ さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	通常国庫負担が行われていないが、2011年については一時的な特別措置として保険料率が2%引下げられているため、不足分を補うために国庫負担が行われている。	原則なし	給付費の27.9% (2010年)	一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等より約26.7% (2010年)	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2011
 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)
 ・ 各国政府の発表資料 ほか